

## 文化政策部会「審議経過報告」用語解説集

該当箇所		用語	解説
本文	3頁 6頁	アーツカウンシル	文化芸術に関する公的助成機関。イギリスやシンガポールなどにおいて導入されており、専門家による審査や評価を行い、文化芸術団体や文化芸術活動に対して助成を行うほか、文化芸術に関する調査研究なども実施する。日本語では「芸術評議会」などと訳される。 (例：イングランド芸術評議会／The Arts Council of England)
別添	17頁 20頁		
本文	5頁 11頁	アーティスト・イン・レジデンス	国内外の芸術家のある地域に一定期間招へいし、滞在中の創作活動に専念できる環境を提供するもの。芸術家の育成を目的とするほか、地域住民と芸術家の交流や地域の活性化、異文化交流など様々な趣旨により実施される。
別添	39頁		
本文	10頁	アートマネジメント	広義には、文化芸術と社会をつなぎ、文化芸術の社会普及を図ること、狭義には、文化芸術活動の管理・運営や文化芸術団体の組織経営、そのために必要な知識・技術、方法論(企画、マーケティング・資金調達、営業・渉外・広報等のスキルやノウハウなど)を指す。
別添	30頁 31頁 34頁 35頁 45頁		
別添	40頁	欧州の原産地名保護制度	フランスの原産地呼称統制制度(AOC; 農業製品、ワイン、チーズ、バター等に対して与えられる認証であり、製造過程及び最終的な品質評価において特定の条件を満たしたものにのみ付与される品質保証)等を参考として、伝統や地域に根ざした特有の食品等の品質保証のため、欧州連合(EU)の法律により規定された制度。
別添	33頁	オルタナティブ・スペース	芸術表現の多様化や複合化等により、在来の美術館や博物館に対する代替として設けられた展示スペースのこと。1960年代末のニューヨークが発祥とされる。倉庫や工場等既存の大規模施設を転用したものは、現代アートやパフォーマンスを展示・実演する場として活用されることが多い。
本文	6頁	海外研修制度	文化庁の「新進芸術家海外研修制度」のこと。我が国の将来の文化芸術の振興を担う人材を育成するため、各分野(美術、音楽、舞踊、演劇、映画、舞台美術等、メディア芸術)の若手芸術家等に、海外で実践的な研修に従事する機会を提供する制度。
別添	21頁		
本文	8頁	キュレーター	一般に「学芸員(学術・芸術に関する資料の収集・保管、展示、調査研究等を行う専門職員)」と訳されるが、ここでは「展覧会等の企画者」という意味で用いている。我が国のキュレーター(学芸員)は、欧米の美術館・博物館では別の職種(資料の履歴管理を担うレジストラ、教育普及を担うエドゥケーター等)が行う専門業務を兼ねることが多い。一方で、欧米のキュレーターは、上記の専門業務を行う職員より上位の研究・管理職として一般に位置付けられている。
別添	27頁		

本文	6頁	間接経費	科学技術や学術等の研究分野において、競争的資金を獲得した研究者の属する機関に対して研究費の一定比率が配分され、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費に充てるもの。
別添	21頁		
別添	20頁	芸術文化振興基金	独立行政法人日本芸術文化振興会に設けられた基金で、政府から出資された541億円と民間からの出せん金112億円の計653億円を原資として、その運用益をもって我が国の文化芸術活動に対する助成を行うためのもの。独立行政法人日本芸術文化振興会が、基金の運用、助成対象活動の募集・決定・交付を実施。
別添	23頁	国際芸術交流支援事業	我が国と外国との二国間における芸術交流や我が国と海外の優れた芸術団体の共同制作公演、海外のフェスティバル等への参加を支援する文化庁の事業。
本文	8頁	コンテンツ産業	一般的に、コンテンツとは「様々なメディア上で流通する、映像・音楽・ゲーム・図書など、動画・静止画・音声・文字・プログラムなどの表現要素によって構成される情報の内容」と定義され、コンテンツ産業とは、情報の内容によって対価を産み出す産業とされる。
別添	25頁 28頁		
別添	24頁 28頁	JAPAN EXPO	毎年7月フランス・パリ近郊で行われる、マンガ、アニメ、ゲーム、音楽等の日本のポップカルチャーと武道や茶道等の伝統文化を合わせた世界最大規模の日本専門イベント。2009年の参加者数は16万人を越え、2010年は11回目の開催となる。
本文	9頁	指定管理者制度	平成15年の地方自治法の一部改正により、文化・スポーツ・福祉等各種公の施設の管理・運営を、経費削減等の観点から民間事業者や非営利団体等の法人が代行できるようにした制度。美術館・博物館等への導入も多数に及ぶ。
別添	19頁 30頁 33頁		
別添	33頁	視覚的思考法 (Visual Thinking Strategy)	美術作品を見て、考え、それを言葉にして他者との対話を図り、作品への理解を深めることを目的とする美術鑑賞教育の一手法で、米国の認知心理学者アビゲイル・ハウゼンが提唱した。
本文	5頁 11頁	創造産業	創造産業(creative industries)については、英国(文化・メディア・スポーツ省)による「個々人の創造性や技能、才能に基づくものであり、知的財産の生成及び利用を通して雇用と富を創出する可能性を有する産業」との定義が最も一般的である。対象となる産業分野について、例えば同国では13分野(①広告、②建築、③美術・骨董品、④工芸、⑤デザイン、⑥デザイナーファッション、⑦映画・ビデオ、⑧コンピューター・ゲーム、⑨音楽、⑩舞台芸術、⑪出版、⑫ソフトウェア、⑬テレビ・ラジオ)、シンガポールでは大きく4分野(①芸術、②メディア、③デザイン、④IT・ソフトウェア)に分類している。
別添	31頁 36頁 37頁 39頁 40頁		

本文	5頁 11頁	創造都市	文化芸術の視点から都市の潜在力を喚起し、地域資源を生かして創造的に都市の振興を図る取組。文化庁では、文化芸術のもつ創造性を産業振興、地域振興等に領域横断的に活用し、地域課題の解決に取り組む「文化芸術創造都市」の取組を支援している。また、ユネスコ(国連教育科学文化機関)が、クリエイティブ・シティーズ・ネットワーク事業を実施している。
別添	36頁 37頁 39頁		
別添	40頁	地域団体商標制度	地域ブランドを適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的として、地域の名称及び商品(役務)の名称等からなる商標について、一定の範囲で周知となった場合に、事業協同組合等の団体による地域団体商標の登録を認める制度。
別添	40頁	伝統工芸品	文化財保護制度において保護されるものとして「美術工芸品」や「工芸技術」があるほか、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき経済産業大臣により指定される「伝統的工芸品」がある。
本文	9頁	登録美術品制度	「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づき、個人や法人が所有する優れた美術品を文化庁長官が登録して、美術館で公開することにより、国民の美術品を鑑賞する機会が拡大することを目的とする制度。平成22年6月1日までに、375点(41件)の美術品が登録されている。相続税を納税する際、登録美術品による物納を希望する場合は、一般の美術品に比べて物納することが容易になっている(相続税の物納の特例措置)。
別添	33頁		
本文	7頁	納本制度	図書等の出版物をその国の責任ある公的機関に納入することを発行者等に義務付ける制度。我が国では、国立国会図書館法(昭和23年法律第5号)により、国内で発行されたすべての出版物を、国立国会図書館に納入することが義務付けられている。
別添	26頁 27頁		
本文	9頁	「博物館のための倫理規程」	博物館における社会的役割や博物館従事者における倫理上の規範。ICOM(国際博物館会議)では1986年に倫理規程(Code of Ethics)を採択し、1990年代以降、各国においても策定が進められている。
別添	32頁		
本文	3頁 9頁	美術品の国家補償制度	展覧会の開催を支援するため、展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府がその損害を補償する制度。国によって制度の詳細は異なるが、ロシアと日本を除くG8各国では既に導入済み。
別添	31頁 34頁		
別添	30頁 34頁	ビエンナーレ、トリエンナーレ	イベント型美術展、アートフェスティバルのうち、2年に1回開催されるものを「ビエンナーレ」、3年に1回開催されるものを「トリエンナーレ」と呼ぶ。世界で最も歴史のあるベネチア・ビエンナーレは1895年以来ほぼ2年に1回開催されている。

本文	13頁	文化遺産国際協力コンソーシアム	文化遺産の国際協力に関し、各研究機関の調査研究や保存修復活動の成果などの情報を集積し、それらの情報交換の拠点となるとともに、各研究機関やそれらに所属する研究者の相互交流を進めることを目的とする各研究機関による緩やかな連携体組織。
別添	47頁		
本文	10頁	文化芸術振興基本法	我が国の文化行政の基本法として、文化芸術振興の基本理念や各分野の振興に関する基本施策などを定めている。議員立法により成立し、平成13年12月7日に公布・施行された。なお、「文化芸術の振興に関する基本方針(閣議決定)」は本法第7条に基づき策定されるもの。
別添	36頁		
別添	42頁 48頁	文化財保護法	文化財の保護及びその活用を図り、国民の文化的向上に資すること等を目的とする法律。文化財のうち重要なものについて、文化審議会の答申を受けて文部科学大臣が指定・選定等を行い、国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として、国による重点的な保護の対象としている。指定・選定等された文化財については、現状変更等の一定の制限が課される一方、保存修理等のため国が必要な助成措置を講じている。
本文	3頁 6頁	マッチンググラント	民間からの寄附金と公的助成金を組み合わせることにより、文化芸術活動等を支援する仕組み。例えば、米国の全米芸術基金(NEA)においては、文化芸術団体等に助成を行う際に、それと同額又は一定割合を乗じた額を、民間企業や財団、個人から資金調達することを義務付けている。
別添	21頁		
本文	5頁 7頁	メディア芸術祭	メディア芸術の創造と発展を図るため、アート、エンターテインメント、アニメーション、マンガの各部門において優れた作品を顕彰するとともに、これを鑑賞する機会を提供する文化庁の事業。平成9年度より開始され、毎年度各賞の贈呈式、受賞作品展を開催。
別添	24頁 25頁 26頁		
別添	48頁	ユネスコ無形文化遺産保護条約	無形文化遺産の国際的な保護のため、ユネスコ総会で採択された条約(平成15年に成立し、平成18年に発効)。我が国も含め締約国は127カ国(平成22年6月末現在)。
本文	12頁	「歴史文化基本構想」	指定文化財のみならず地域の身近な文化財をその周辺環境も含め総合的にとらえ、保存・活用していくための基本的な方針(文化審議会文化財分科会企画調査会報告書(平成19年10月)において提言)。各市町村において、住民などの参画を得て策定する。
別添	44頁 45頁 49頁		
別添	43頁	歴史まちづくり法	正式名称は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」。文化財行政とまちづくり行政が連携し、地域における歴史的風致(固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境)を後世に継承するまちづくりの取組を国が支援するもの。